

平成 2 5 年度における情報公開条例の実施状況について

1 公文書の公開請求の件数及び決定等の状況

実施機関	公開請求 件数	対 象 公文書数	決定の内容				取下げ	不服申 立ての 状 況
			公 開	非 公 開	部 分 公 開	不 存 在 等		
市長	1 3	1 3	8	0	0	0	1	無し
教育 委員会	7	7	3	1	2	0	0	無し
公営企業 (水道事 業)	2	2	2	0	0	0	0	無し
議会	2	2	2	0	0	0	0	無し
合計	2 4	2 4	1 5	1	2	0	1	

※ 実施機関（公文書の公開を実施する機関）とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいいます。

※ 2 市長部局及び教育委員会において、3 月 31 日付けで請求があり、年度内に処理が完了しなかったため、公開請求件数と決定の内容及び取下げの合計数が異なっています。

2 その他の実施機関は、請求が有りませんでした。